

令和 7 年度

一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画

荏 田 町

目 次

一般廃棄物の排出状況及び処理主体

(1) ごみ処理実施計画

1. 目的	 P1
2. 計画期間	 P1
3. 一般廃棄物排出量の見込及び処理計画	 P1
4. 収集・運搬計画	 P2
5. ごみの排出抑制・再資源化計画	 P3
6. 中間処理計画	 P4
7. 最終処分計画	 P5
8. 他市町村等のごみ処理及び本町の区域外でのごみ処理	 P5
9. その他	 P6

(2) 生活排水処理実施計画

1. 生活排水処理計画	 P7
2. し尿・汚泥の処理計画	 P7
3. その他	 P7

令和7年度 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、令和7年度における一般廃棄物(ごみ)の処理実施計画を次のとおり定めます。

1. 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び苅田町廃棄物の処理及び清掃等に関する条例(平成7年苅田町条例第4号)に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものです。

2. 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 一般廃棄物排出量の見込及び処理計画

○ごみ (苅田町全域) 計画処理人口 38,000人
 ○し尿 (苅田町全域) 計画処理人口 4,000人
 ○し尿浄化槽汚泥 (苅田町全域) 計画処理人口 17,000人

種 類	排出者	排 出 量	処 理 主 体		
			収 集・運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
可燃ごみ	住 民	7,018 t	町 (委託4)	町 (委託1)	UBE三菱セメント㈱九州工場 苅田第1地区 及び UBE三菱セメント㈱九州工場 苅田第2地区
不燃ごみ	住 民	398 t	町 (委託2)	町 (委託1)	UBE三菱セメント㈱九州工場 苅田第2地区 又は 町(委託)
資源ごみ	住 民	493 t	町 (委託2)	町 (直営)	苅田エコプラント(株) 又は 町(委託)
粗大ごみ	住 民	670 t	町 (委託2)	町 (委託1)	町(委託)
直接搬入ごみ	住 民 事業者	2,962 t	排出者 許可業者(19)	町 (直営及び委託)	苅田エコプラント(株) 又は 町(委託)
不法投棄ごみ	不 明	0 t	町 (委託1)	町 (直営及び委託)	苅田エコプラント(株) 又は 町(委託)
ごみ合計		11,541 t			
犬、猫等の死体	住 民	91 頭	町 (委託1)	(有)グレース	(有)グレース
	その他				
し 尿	住 民	8,920 kl	許可業者(2)	町 (直営)	町(直営)
	事業者				町(委託1)
し尿浄化槽汚泥	住 民	16,000 kl	許可業者(2)	町 (直営)	町(直営)
	事業者				町(委託1)
し尿計		24,920 kl			

※ 排出者(排出者から委託を受けたものを含む) ()内の数値は業者数

4. 収集・運搬計画

1) 家庭ごみ (8分別)

家庭ごみ（一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ）は、①燃やせる（可燃）ごみ、②カン、③ビン、④ペットボトル、⑤大型の燃やせるごみ、⑥大型の燃やせないごみ、⑦家電ごみ（電化製品）、⑧その他の燃やせない（不燃）ごみに分別し、町により定期的に収集します。この場合、排出者は、町の指定した日時及び排出方法に従ってごみステーションへ搬出しなければならないものとします。

多量ごみ（引越し等臨時的に発生する多量のごみ）は排出者は自ら処理施設まで搬入するか、一般廃棄物の収集運搬業の許可業者に依頼し搬入するものとします。

○収集方法と処理施設

種 類	処理主体	収集運搬の量	収集区域の範囲	収集回数	収 集 の 方 法	搬入先
可燃ごみ	町(委託4)	7,018 t	町 全 域 (工専地域を除く)	おおむね 週2回	ポリ袋等による戸別・ ステーション方式 4tパッカー車	荻田エコ プラント (株) 及び 荻田町清 掃事務所
不燃ごみ	町(委託2)	398 t	町 全 域 (工専地域を除く)	おおむね 月1回	飛散・流出しない方法 中型ダンプ	
資源物	町(委託2)	493 t	町 全 域 (工専地域を除く)	おおむね 週1回	ポリ袋等によるステーション方式 中型ダンプ	
粗大ごみ	町(委託2)	670 t	町 全 域 (工専地域を除く)	おおむね 月3回	飛散・流出しない方法 中型ダンプ	
不法投棄ごみ	町(委託1)	0 t	町 全 域	その都度	飛散・流出しない方法 4tパッカー車中型ダンプ	
合 計		8,579 t				

※ 処理主体の（ ）内の数値は業者数

2) 事業系一般ごみ

事業系一般ごみ（事業活動によって生じた一般ごみ）は発生・排出抑制に努めることとし、町に処理を依頼する場合は排出者が処理施設へ自ら搬入するか、町が許可した収集運搬業者に委託するものとします。

3) 犬・猫等の死体

飼い主のいない犬・猫等の小動物の死体は町が業者に委託して回収します。（但し、国道・県道上での死体は除く）家庭からの犬・猫等小動物の死体は、飼い主が適正な方法で自己処理するものとします。

種 類	処理主体	収集運搬の量	収集区域	収集回数	収 集 の 方 法	搬入先
犬・猫等の死体	町(委託1)	91 頭	町全体	その都度	飛散・流出しない方法 軽ワゴン車ほか	(有)グレース

※ 処理主体の（ ）内の数値は業者数

4) 排出・搬入禁止物

爆発物・引火・感染等の危険性のあるもの、有害性のあるもの、処理に著しい支障があるもの（海水付着、塩分濃度の高いもの等）は、排出及び処理施設への搬入はできないものとします。これらの一般廃棄物については、購入店で引きとってもらるか、専門の処理業者に依頼し、適正に処理するものとします。

5) 特定家庭用機器（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・乾燥機）

家電リサイクル法で指定された特定家庭用機器については、メーカーの指定する引取場所へ自己搬入または小売業者に引取を依頼する等、製造業者が適正に再商品化できるようにするものとし、町は収集運搬及び処理はしないものとします。

なお、小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)が提供する「家電4品目の自宅回収サービス」を利用し、有料で回収を依頼することもできます。（令和4年12月から開始）

6) 指定再資源化製品（パソコン）

小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)が提供する「宅配便を活用した使用済パソコン・小型家電回収サービス」を利用し、無料で回収を依頼することができます。（令和3年4月1日から開始）

また、資源有効活用促進法に基づく指定再資源化商品（PCリサイクルマークの付いたパソコン）については、製造事業者等による自主回収を依頼することもできます。

7) 使用済小型電子機器

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行にともない、平成26年4月1日より使用済小型電子機器等については、荻田エコプラント(株)に搬入後ピックアップ回収を行い、使用済小型電子機器等を認定事業者へ引渡しリサイクルを行います。

8) 筒形乾電池および小型充電式電池

筒形乾電池および使用済み小型充電式乾電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリー）は、役場庁舎や各公民館等に設置した回収ボックスにて回収後、それぞれ事業者へ引き渡し再資源化を行う。

5. ごみの排出抑制・再資源化計画

ア. 排出抑制の方法

- ・製品・販売段階での排出抑制
- ・消費段階での排出抑制
- ・廃棄段階での排出抑制
- ・生ごみ処理機の普及拡大
- ・大規模事業所ごみ減量推進
- ・再使用・再生品の利用促進

イ. 再資源化の方法及び量

a. 荏田町リサイクルセンターでの手選別による再資源化

- | | |
|----------------|-------|
| ・カレット生産量 | 199 t |
| ・金属類（インゴット）生産量 | 97 t |
| ・生きビン（9,159本） | 9 t |
| ・ペットボトル | 152 t |

b. 荏田エコプラント（株）での金属回収 307 t

c. 荏田エコプラントでの可燃ごみの固形燃料化 6,359 t

d. 小型家電の回収 5 t

e. パソコンの回収 1 t

f. 資源回収団体による資源物の回収 119 t

g. 役場庁舎内紙ごみ減量 100 t

h. 古紙回収BOXによる紙類の回収 29 t

i. 紙ごみの分別収集

- ・収集日、収集場所を指定してのモデル区での試験的な紙ごみの分別収集の検討・実施
- ・紙ごみ…新聞、雑誌、段ボール、コピー用紙、その他紙類（役場庁舎外公共施設5ヶ所で実施中）
- ・集められたものは、古紙再生工場にてリサイクル

j. 古着回収BOXによる古着の回収 110 t

k. 古着の分別収集

- ・古着…スーツ、シャツ、ポロシャツ、Tシャツ、デニム、作業服、スカーフ、ソックス、ハンカチ、手袋（ニットは除く）等
（役場庁舎外公共施設9ヶ所で実施中）
- ・集められた家庭で不要になった古着全般（汚れがひどくないもの、必ず洗濯したもの、濡れてないもの）は、自動車用内装材等へリサイクル

l. 筒形乾電池 8 t

m. リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル電池 1 t

ウ. 関連施設の概要（施設名、所在地、処理方式、処理能力）

- ・荏田町リサイクルセンター（P4 6. 中間処理計画 ア. 処理施設の概要に同じ）
- ・荏田エコプラント（株）（P4 6. 中間処理計画 ア. 処理施設の概要に同じ）

6. 中間処理計画

ア. 処理施設の概要

種 類	施 設 名	所 在 地	型 式	公称能力	処理 主体
可燃ごみ	苅田エコプラント(株)	苅田町鳥越町1-3	固形燃料化方式	42 t /7H	町
資源物	苅田町リサイクル センター	苅田町鳥越町1-3	破碎・選別 圧縮・保管	4.9 t /5H	町
粗大ごみ	苅田エコプラント(株)	苅田町鳥越町1-3	手選別+破碎+ (磁選又は固形燃料)	10 t /5H	町

イ. 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

単位：t

搬入者	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	不法投棄 ごみ	計	犬・猫等の 死体
町（委託業者）	7,018	398	493	670	0	8,578	91頭
排出者	1,156	165	0	431	0	1,752	
許可業者	1,210	0	0	0	0	1,210	
計	9,383	563	493	1,101	0	11,540	91頭

ウ. 残渣の処理量及び処分方法

i) 苅田エコプラント(株)

不適物残渣	127 t/年	UBE三菱セメント(株)九州工場 苅田第2地区でセメントの原料化
可燃残渣	458 t/年	UBE三菱セメント(株)九州工場 苅田第2地区で焼成処理
固形燃料(RDF)残渣	81 t/年	UBE三菱セメント(株)九州工場 苅田第1地区で焼成処理

ii) 苅田町リサイクルセンター

可燃残渣	16 t/年	UBE三菱セメント(株)九州工場 苅田第2地区で焼成処理
不燃残渣	7 t/年	中間処理（委託）後、UBE三菱セメント(株)九州工場 苅田第2地区でセメント原料化

エ. 固形燃料（RDF）処理量及び処分方法

苅田エコプラント(株)

固形燃料（RDF）	6,359 t/年	UBE三菱セメント(株)九州工場 苅田第1地区で焼成処理
-----------	-----------	------------------------------

7. 最終処分計画

○ 埋立処分

(ア) 最終処分の方法

- i) 苅田エコプラント(株)及び苅田町リサイクルセンターから発生した残渣は、UBE三菱セメント(株)九州工場 苅田第2地区でセメントの原料化
- ii) 苅田エコプラント(株)で製造された固形燃料(RDF)は、UBE三菱セメント(株)九州工場 苅田第1地区で補助燃料として処理後、セメントの原料化

iii) 最終処分場計画

最終処分場建設について、埋立て処分量の減量化方策の検討を行いながら検討していきます。

(イ) 搬入される廃棄物の搬入者別年間埋立容量

搬入者	残渣
町（苅田エコプラントより）	0 t
苅田町リサイクルセンター	0 t
し尿処理場	0 t

8. 他市町村等のごみ処理及び本町の区域外でのごみ処理

①他市町村等から搬入されるごみ

本町では、民間事業者が一般廃棄物処理施設で他市町村等の一般廃棄物を処理しています。その際は、本町と当該市町村等が「苅田町一般廃棄物の搬入に係る手続及び協力金に関する規程」で定める手続を行います。

手続きでは、当該市町村に対し、一般廃棄物の適正な処理に努めるよう指導・助言を行うとともに、環境保全に対する施策の財源に充てることにより、町民の生活環境の向上に寄与することを目的とする環境保全協力金の負担をお願いしています。

ごみの種類	処 理 量	実施月
一般廃棄物	処理量は、施設の処理能力の範囲内で他市町村等の事前通知に基づく量とする。	4月～3月

②他市町村等へ搬出するごみ

本町では一般廃棄物の本町の区域内での処理を基本方針としていますが、乾電池、ライターなどの本町の区域外での処理をお願いするものもあります。その際は、処理を委託する民間事業者が所在する他市町村等と事前に協議を行うとともに、当該廃棄物の処理を民間処理事業者に委託し、適正な処理、処分に努めています。

また、特定家電や容器包装リサイクル法に定めるものは本町の区域外に搬出されています。

ごみの種類	処理量	実施月
乾電池、ライター、蛍光管、廃プラスチック類	15 t /年	4月～3月

9. その他

(ア) 住民に対する広報、啓発活動

一般廃棄物の排出抑制・再利用（再資源化）・適正処理に関して、広報誌及び町のホームページへの掲載やチラシ・ポスター・冊子等の作成配布や処理施設等の見学会等を行い、住民や事業者の協力を求め、3者が一体となった廃棄物行政を推進します。

(イ) 容器包装リサイクル関係

容器包装リサイクル法の施行に伴い、カン・ビン・ペットボトル・金属類の分別収集を引き続き実施します。

プラスチック製容器包装はUBE三菱セメント㈱にて補助燃料としてセメント焼成処理します。

紙製容器包装等については、荏田エコプラント㈱にて固形燃料（RDF）化のため、可燃物として収集します。

(ウ) 小型家電関係

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行に伴い、使用済小型電子機器等については、荏田エコプラント㈱にてピックアップ回収を行い認定業者へ引渡し、リサイクルを行います。

(2) 生活排水処理実施計画

1. 生活排水処理計画

処理を推進する区域及び人口等

ア. 合併処理浄化槽	苅田町全域（公共下水道及び農業集落排水の認可区域を除く）	16,800 人
イ. 公共下水道	下水道認可区域（一部供用開始）	20,000 人
ウ. 農業集落排水	農業集落排水認可区域（一部供用開始）	1,200 人

2. し尿・汚泥の処理計画

ア. 収集・運搬計画

種 類	処理主体	収集・運搬の量	収集区域の範囲	収集回数	処理方法	搬入先
し尿	許可業者（２）	8,920 kℓ	町 全 域	おおむね 月2回	バキューム車 による	清掃事務所 し尿処理場
し尿浄化槽汚泥	許可業者（２）	16,000 kℓ	町 全 域	必要に応じ その都度	バキューム車 による	

イ. 中間処理計画

i) 処理施設の概要

種 類	施 設 名	所 在 地	型 式	公称能力	処理主体
し尿・ 浄化槽汚泥	清掃事務所 し尿処理場	苅田町鳥越町 1-3	標準脱窒素処理方式 高度処理方式	100 kℓ/日	町

ii) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬入者	し 尿	し尿浄化槽汚泥	計
許可業者	8,920 kℓ	16,000 kℓ	24,920 kℓ

iii) 残渣の量及び処分方法

焼却灰60t 焼却後セメント工場にて焼成処理

ウ. 最終処分計画

i) 埋立処分

P5 7. 最終処分計画（一般廃棄物）と同じ

3. その他

水環境の水質改善のため

ア. 合併処理浄化槽の普及推進	合併処理浄化槽整備事業を実施する。
イ. 公共下水道	整備中（平成14年度より一部供用開始）
ウ. 農業集落排水	整備中（平成18年度より一部供用開始）